

判 例 研 究

名誉棄損で慰謝料を命じた中国判決について、
相互保証がないことを理由に日本で執行を
認めなかったケース (2)

～夏淑琴 vs 展転社ほか2名・東京地裁平成27年3月20日執行判決～

清 河 雅 孝
粟 津 光 世

目次

はじめに

第一部 資料

- A 東京地裁平成27年3月20日判決(平成24年(ワ)第6690号
執行判決請求事件)

主文

事実及び理由

第1 請求

第2 事案の概要

第3 当裁判所の判断

- B 北京市中級人民法院の決定(1991年5月28日)

- C 最高人民法院の司法解釈(1995年6月26日)

- D 大連市中級人民法院の決定(1994年11月5日) (以上前号)

第二部 評釈 (以下本号)

- 1 民事訴訟法118条四号「相互の保証があること」の要件と本判決
- 2 中国における日本判決の承認・執行に関する法令と司法解釈
- 3 資料B、資料C、資料D、大高判平15
- 4 その他の争点の分析と問題点
- 5 おわりに

第二部 評釈

1 民事訴訟法 118 条四号「相互の保証があること」の要件と本判決

1-1 民事訴訟法 118 条四号の意味は、『国際関係法辞典（第 2 版）』三省堂 1995 年 506 頁によると「平等な主権国家間において、一国が他国の相当する待遇を条件にそれと均衡する待遇を与えることを認める立場」と説かれる⁽¹⁾。

従来の学説判例は、四号要件について厳格な態度をとっていた。すなわち、大審院と学説は「外国が日本に対して定める条件と日本がその外国に対して定める条件を比較して、相等しいか、または少なくとも前者の条件が後者の条件よりも緩やかであること」を外国判決の承認の要件とした⁽²⁾。

しかし、最判昭 58 年 6 月 7 日（以下、最判昭 58 と略称⁽³⁾）は、これを変更して、次のような基準を打ち立てた。

- ① 判決国において、我が国の裁判所がしたこれと同種類の判決が同号各号所定の条件と重要な点で異なる条件のもとに効力を有するものとされていることをいう。
- ② 四号の規定は、判決国における外国判決の承認の条件が我が国における右条件と実質的に同等であれば足りる。

大阪高裁平成 15 年 4 月 9 日判決（以下、大高判平 15 と略称）と本件判決は、いずれも最判昭 58 を引用して原則的にこの基準に従っている⁽⁴⁾。しかし日本民事訴訟法 118 条と中国民事訴訟法 268 条（現行 282 条）を比較して「重要な点で異なる」「実質的に同等である」といえるだろうか。このような基準は、実務的にはきわめてあいまいで実際的ではないため、法令の比較調査はむづかしい⁽⁵⁾。日本民法 118 条のうち裁判管轄、送達⁽⁶⁾は中国民法 268 条からは読み取れない。

「相互の保証」については、これを意味する〔互恵原則〕の用語が 268 条に明文で存在する⁽⁷⁾。

1-2 日中の関係条文は、次のとおりである。

(日本民法 118 条)

外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。

- 一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
- 二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼び出し若しくは命令の送達（公示送達その他これに類する送達を除く）を受けたことこれを受けなかったが応訴したこと。
- 三 判決の内容又は訴訟手続が日本における公序良俗に反しないこと。
- 四 相互の保証があること

(中国民法 268 条) (現行 282 条)

人民法院は、その承認と執行が申し立てられ、または請求される外国裁判所が下した法的効力が生じた判決、決定について、中国が締結し、もしくは参加している国際条約により、または互惠の原則にしたがって審査した後、中国の法律の基本原則または国家主権、安全、社会公共の利益に違反していない場合には、その効力を承認する旨を裁定し、執行が必要であるとみとめる場合には、執行命令を発し、本法の関係規定によって執行する。中国の法律の基本原則または国家主権、安全、社会公共の利益に違反する場合には、承認と執行を行わない。

(司法解釈「民事訴訟法適用上の意見」318)

人民法院が、中国が管轄権を有する中級人民法院に対して、外国の裁判所が下した法的効力が発生している判決、裁決について承認および執行を申し立てる場合で、当該裁判所の所在国と中国とが国際条約を締結していない、または共同でそれに参加しておらず、また互惠関係にない場合、当事者は人民法院に提訴することができ、管轄権を有する人民法院により判決が下され、執行される。

(出典：『中国経済六法』(2010 年度版) 日本国際貿易促進協会)

注意すべきは、最判昭 58 は、判決国が過去に日本の「同種類の判決」

について承認・執行を拒絶したことがない場合に限定して応用しなければならないことである。もし判決国に過去において日本判決を拒絶した判例があったり、有権解釈等の運用で日本判決を認めない場合が存在した場合は、いくら条文が類似していても、相互の保証はなしとする結論が導かれる⁽⁸⁾。このようにして、一応条文の比較で「重要な点で異なる」とされても、判決国で過去に拒絶の判例や有権解釈があるかどうかを調査しなければならない。その調査が裁判実務では容易ではないことは、「中国法の証明」の過重な負担につながり、原告代理人を悩ませることになる（後記 4-5）。

1-3 相互の保証は、不法行為にもとづく損害賠償（慰謝料と財産損害）、謝罪、差止の各請求を認容した外国判決にも適用されるか。本事件で原告は「大高判平 15 は、経済取引に関する事案に対する判断に過ぎないから、本件外国判決のような名誉棄損事件には射程が及ばない」と主張した。

中国の裁判所が日本の判決を承認した事例としてよく引用されるのが、資料 B である。これは、1991 年に北京市中級人民法院が日本の離婚の訴えで成立した裁判上の和解調書を承認したケースである。このケースについて、大高判平 15 では、被控訴人が「北京市中級人民法院は、大阪地裁の離婚訴訟における裁判上の和解調書中の離婚合意が外国裁判所がした決定としてこれを承認した（のであるから）、相互の保証がある」という主張に対して判旨は「これは人事訴訟における和解の効力についての事例であり、本件とは事案を異にし、上記の判断に影響を与えるものではない」として退けた。しかし資料 B は、承認の対象になった和解調書の具体的な条項が不詳であるうえ、これに対する学者の分析も皆無である。この点は後記 3-1 で詳述する。

今日では「身分行為は、相互保証の対象外である」とする学説が多く⁽⁹⁾、明文を置く外国法も存在する⁽¹⁰⁾。

私見は、不法行為による財産上の損害賠償はもちろん、慰謝料、謝

罪広告についての判決も、相互保証の要件が適用されると解する。⁽¹¹⁾

1-4 四号要件を削除すべきだとの説も有力である。⁽¹²⁾ 森川伸吾は「今後、中国最高人民法院が解釈・運用を変更し、互惠原則の要件の運用を緩和した場合は、堺支部事件高裁判決の先例としての価値は、大きく損なわれることになると思われる」と述べ、四号要件が比較的“ぜい弱な規定”⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾であることを指摘する。

確かに、判例拘束主義をとらない中国が⁽¹⁵⁾、判例を待つまでもなく一片の司法解釈を發布して従来の硬い態度を改め、日本の最判昭58の定立したような緩やかな基準を採用し、中日間では相互の保証があると宣言するかもしれないし、それは十分に可能性があると考ええる。なぜなら、日本はこれまで中国判決を拒絶した判例がなく、かつ関係条文は類似しているにもかかわらず、中国が1995年に唐突に司法解釈でもって日本判決の承認を拒絶したので、日本は最判昭58にかかわらず、“報復主義”を示さざるを得なかった。このようにして日中間は「両すくみ状態」から「報復状態」に陥った。そのきっかけは中国が作ったといわねばならない。

2 中国における日本判決の承認・執行に関する法令と司法解釈

2-1 中国民訴法 268 条中の「条約」と「互惠原則」の関係

同条の原文は〔依照国際条約、或者按照互惠原則進行審査後…〕と規定し、司法解釈の原文は〔沒有国際条約、也沒有互惠關係的…〕と指令しているので、条約と互惠原則の関係はどうなるのか、という疑問が生じる。

大高判平15の判旨中「中国において外国の裁判所の判決の効力を承認する裁定をするについて、必ずしも条約その他何らかの国家間の合意により確保されている必要はないものと解されるが…」「司法解釈《民事訴訟法の実施に関する若干の意見》318条について…これについては、中国が二国間共助・協定があることを外国判決の承認を認める前提条件としているとする解釈があり…」と述べるあいまいな表

現がある。

本間靖規は、中国を「判決国との間に判決承認を定めた条約がない限り承認をしない国」に含めて、大高判平 15 を理解するが⁽¹⁶⁾、下記のとおり誤りと考える。

李旺は、大連決定を評して「当該決定から得られる結論は、互惠関係を判断する標準は条約だということである」と述べるが⁽¹⁷⁾、その意味が不明である。

条約や二国間協定がない場合（現に日中間はいずれもない）、それでも互惠関係があれば相手国判決を承認することができるか、ということになる。私見は、中国の法律、司法解釈を次のように理解する。

- 1) 条約または二国間協定があれば、それが優先する。
- 2) 条約または二国間協定がなくとも、互惠関係があれば、相手国の判決を承認することできる⁽¹⁸⁾。
- 3) 互惠関係は、外国の規定が中国の規定と同じか、またはそれよりも寛大であることだけでは足りず、外国において過去に判例または有権解釈により具体的に中国判決を承認した実例が存在することを要する。したがって日本は、これまで中国判決を承認した例がないので、互惠関係はない。

大連決定が出た 1994 年当時においては、日本では中国判決を承認した判例がなく、中国では日本の離婚裁判の和解調書を承認した判例が一件だけ存在した。そのころ日本ではすでに最判昭 58 のリーディングケースが定着していたが、中国では「海外の互惠原則の緩和説」として日本の判例学説が紹介されていたにとどまった⁽¹⁹⁾。

このようにして、大連決定と司法解釈において「条約・協定はない。中国判決を日本が承認した判例や有権解釈もない。条文上の比較ではむしろ日本が中国よりも厳格である」という認識にもとづいて結論が出されたと考える⁽²⁰⁾。

266条)にもとづいて承認された事例は、見当たらない。唯一の例外は資料Bである。本事件においても後記4-5のように原告は判例や有権解釈を調査したが、発見できなかったと裁判所に報告した。筆者も同様に発見することができなかった。

しかし、中国では日本判決の承認申請に対する拒絶例として資料D、Aだけしか存在しないのかとの疑問がわく。または管轄要件、送達要件、公序良俗要件を具備しないとして承認を拒絶した事例があるかもしれない。これらは中国で公表されていないだけかもしれない。日本でも全国の裁判所のすべての判例を検索することは不可能である。

このように中国では、日本判決の承認申請事件の検索が極めて困難である。中国法(判例および司法解釈等の有権解釈を含む)の調査収集が裁判所の職責とみなし、東京地裁→最高裁→法務省→外務省→駐日中国大使館→中国外交部→司法部→最高人民法院という司法文書の送達ルートを使用して「中国で日本判決を承認した案例、または司法解釈があるかどうか」を照会できたらよいと考えるが、日本では「外国法の証明」については、事実説をとり、当事者の責任としているので、裁判所が上記のようなルートで照会をすることはない。

中国法院で承認された唯一の日本判決としてしばしば引用されるのが、資料Bである。これについては、後記3-1で詳述する。

2-3 筆者は、日本判決の承認申請を拒絶した判例として資料D(大連決定の案例)を偶然に「最高人民法院公報1996年第1期⁽²¹⁾」で発見し、早速筆者らが属する「現代アジア法研究会⁽²²⁾」で討論し、国際商事法務「中国案例百選」の第1回として全文を載せた⁽²³⁾。しかし筆者(栗津)がこの背後にある司法解釈が掲載された文献を入手したのは、約2年後⁽²⁴⁾であった。

3 資料 B、資料 C、資料 D、大高判平 15

3-1 資料 B について

資料 B は、日本での離婚に関する中国人同士の裁判上の和解調書が北京市人民法院で承認されたケースである。この日本語訳やコメントはこれまで見たことがない。出典が余りにも簡潔すぎて論評できないという理由かもしれないが、日中間にとって重要なケースであることは疑いない。

大高判平 15 は、このケースについて「事案を異にする」として被控訴人の主張を退けたことは前記 1 のとおりである。

中国では外国離婚判決、決定、調停、和解などにもとづき人民法院で承認を申請するケースが多く、案例集や司法解釈集に多数が収録されている。これは、華僑、華人が世界各地に居住していて、原地人とまたは中国人同士が婚姻、離婚するケースが多いことによる。

北京市人民法院では、「日本の裁判上の和解調書」中の離婚合意の条項だけが承認の対象になり、離婚に伴う財産給付の条項はどうなったかは、やや疑問がある。資料 B によると、当事者は裁判上の離婚が成立した後、日本の届出用紙を使用して「協議離婚届」を作成して、これを豊中市役所に届け出て、市役所から「離婚届受理証明書」の交付を受けた。⁽²⁵⁾

資料 B の〔離婚協議書〕とは、大阪地方裁判所における在日中国人夫婦の「離婚訴訟における裁判上の和解調書」と思われ、その和解条項は「①原告と被告は、離婚する。②原告は被告に、原告が中国および日本に有するすべての財産を譲渡し、かつ原告は被告に 200 万円を支払う。③長女は被告が養育し、原告は被告に養育費として 200 万円を支払う」であった。北京市中院が承認したのは、①だけではなく、②③も含んで承認したのではないかとの疑問がある。①は身分行為であり、②③は身分行為に付随した財産行為で、その実質は、夫婦共有財産の分割、子の養育費、慰謝料、離婚後の生活費で、純粹の財産上の行為とは区別される。もし、①②③のすべての条項を承認した

のであれば、中国法院は財産行為に関する判決を承認したことになる。

本判決は、中国の外国離婚判決の承認について、最高人民法院平成16年3月1日「人民法院における外国離婚判決の承認申請事件の受理問題に関する規定⁽²⁶⁾」を引用して「同解釈によれば、外国裁判所による離婚判決の承認に関しては、当該外国との間に互惠関係があることが要件とはされていない」と述べたが、引用を誤っている。引用すべき司法解釈は、最高人民法院1991.7.5「中国公民の外国裁判所での離婚判決の承認申請手続問題に関する規定⁽²⁷⁾」であり、これによると承認要件が列挙されているが、相互保証の要件はない。

中国の離婚判決を日本の裁判所が承認したケースで、日中間の判決承認について相互保証の要件にまったく触れていない地裁の判決がある⁽²⁸⁾。

3-2 資料C（日付けの疑問）について

本判決理由(8)イで「なお、甲20号証によれば、本件回答がされたのは1995年であるとされているが、本件回答の性質は下級裁判所がすべき裁判の内容につき指導するものであり、大連市中級人民法院は、下記のとおり、本回答を受けて、1994年に決定をしたことからして、本件回答がされたのは1994年であると解するのが相当である」と認定した。

これは、資料D・大連中院の決定がされた日が「1994年11月5日」であるのに、資料C・司法解釈の日付けが「1995年6月26日」となっていることに対する裁判所の善意な解釈である。確かに日付けを見ると「この日付けでは、大連中院の決定が出て約6カ月たってから回答＝司法解釈が出された」という合理的な疑問がわく⁽²⁹⁾。この疑問は、原告側から出されたと思われる。

この日付けについて、本判決は、大連法院の「伺い」とこれに対する最高法院の「回答」という論理上の時系列から単純なミスプリントだと断定した。

しかし、筆者は2年前に中国の国際私法の教授⁽³⁰⁾に質問したところ、教授は「大連法院が事件を受理したあとただちに案件請示制度にもとづき上級法院に処理意見を求め、最高法院が上級法院に処理意見を文書で回答したのは、大連の決定の日の前ですが、のちにこの回答を司法解釈に指定して全国法院に発布した年月日が“1995年6月26日”です⁽³¹⁾」という助言をいただいた。筆者もそのように解することにした。

「日付けの疑問」は、これが単なるミスプリントではなく、私見のように解する根拠がある。それは、1997年《司法解釋工作規定》9条「司法解釋の形式は、解釋、規定、批復の三種類とする」、8条「司法解釋は、審判委員會の討論を経たあと、最高人民法院の公告の形式で“人民法院報”に掲載して発布し、各級人民法院に通達する⁽³²⁾」という制定過程を明文化したことからわかる。1995年当時はこの規定は制定されていなかったが、最高法院としては、各地の下級法院から上級法院を経由して送られてくる「伺い」にタイムリーに電話、FAX、書簡等の手段で「回答」しなくてはならず、各地の法院から類似の伺いも多く、これらは内部文件にしておくとならぬので、なるべく早い時期にこれらの伺いと回答を整理し、審判委員會や研究室において加筆訂正をし、司法解釋の種類、整理番号を付して人民法院報、公報に掲載して全国の法院に知らせめ、もって裁判の統一を図る⁽³³⁾…という実務がほぼ確立していた。

3-3 資料Dと大高判平15の衝撃と本判決の影響

大高判平15は、本判決のように外国判決の原告が直接に日本の裁判所に執行許可の判決を求めたケースではないが、中国関係者や研究者に相当のショックを与えた⁽³⁴⁾。

本判決は、1) 事案が「南京事件の生証人に対する名誉棄損事件」であること、2) 南京市の人民法院に提訴したこと、3) 日本の戦時中のいわゆる強制労働をめぐる民間同士の損害賠償の提訴が中国国内で相次いでいること⁽³⁵⁾、などで注目された。原被告の各弁護団は、それぞれ

ホームページを設けて法廷報告をし、攻撃防御を説明宣伝した。特に被告の展転社は、開廷日時、法廷番号、準備書面、証拠説明書などをホームページに載せた。

しかし、有名マスコミは訴えの提起から判決に至るまで、一切黙殺した。唯一、産経新聞だけが判決を報じた。⁽³⁶⁾

4 その他の争点の分析と問題点

本判決は、争点を次の5項に整理した。

- (1) 中国判決は、民訴法 118 条柱書所定の「外国裁判所」の判決に当たらないか
- (2) 裁判管轄がないか
- (3) 必要な呼び出しがなかったか
- (4) 中国判決の内容および手続が日本の公序または良俗に反するか
- (5) 相互の保証がないか
- (6) 中国判決は、執行力を失っているか

本判決は、(2)(4)(6)を判断することなく、(1)(3)(5)についてだけ判断した。(1)は人民法院は「外国裁判所」に当たるとしたが、(5)の「相互の保証」はない、として請求を棄却した。⁽³⁷⁾

上記の各争点は、中国判決の日本における承認執行に関して重要な争点であるので、「中国法の証明」を含めて、以下に論究する。

4-1 中国人民法院は「外国の裁判所」に当たるか

4-1-1 争点 (1) は、被告が力を込めて主張した事項である。被告の「証拠説明書」によると、日本の代表的な民事訴訟法のコメンタールを乙第4号証として提出した。被告は、中国の人民法院は、裁判官の独立がないこと等を理由に、118条柱書の「裁判所」に当たらないので、中国判決は、日本での承認執行の要件を欠くと主張した。乙第1号証も乙第4号証と同様の理由で人民法院が「裁判所」に当たらないと論証する論文である。⁽³⁹⁾

4-1-2 しかし、本判決は争点(1)には触れなかった。

判決は「人民法院は、国の裁判機関であり、独立して裁判権を行使するが、一方で上級法院の監督に服し、かつ各人民法院には裁判委員会が設けられ、重大な事件について討論し、処理方針を決定するとされ、さらに最高人民法院は司法解釈を行って人民法院の判決を指導する」と認定しただけで直ちに争点(5)の判断に移った。

このように本判決は、人民法院は、118条柱書の「裁判所」に当たるとどうかという争点を避けた。

118条は、柱書の部分と具備すべき要件一ないし四号の部分からなるので、論理的には、柱書の当てはめが先行し、これが認められてはじめて一〜四号の認定作業が始まる。もし「外国」「裁判所」「確定判決」のどれかが認定できなければ、その時点で審理はうち切れ請求は却下される。本判決では、人民法院は「国の裁判機関である」と認定し柱書「裁判所」に当たるとした。すなわち「裁判官の独立」は柱書「裁判所」かどうかの認定には影響しないとする考えに立ったと思われる。

4-1-3 中国では法令と司法解釈にもとづいて、特定事件の審理と判決に関して、「審判委員会制度」、「案件請示制度」、「逐級報告制度」という法制度が存在し、担当裁判官以外の組織や上級法院が審理方式や事件処理を決め、担当裁判官はこれに従わねばならないシステムになっている。

本事件は、「重大な事件」であることは間違いないので、同法院の審判委員会の討議に付し、その処理決定に服したことも想像できる。さらに上級法院である南京市中级人民法院、江蘇省高级人民法院、最高人民法院への伺い、指令がなされたことも同様である。

したがって南京市玄武区人民法院での本事件の審理、判決は裁判官の独立がない状態でなされたということになり、118条三号「手続的公正」を欠いたことになる。本判決は、この点は全く触れていない。

4-2 南京市玄武区人民法院に国際裁判管轄があるか

争点 (2) は、本件中国判決について、中国の南京市玄武区人民法院に裁判管轄があるかどうかである。

一号「法令又は条約により外国裁判所の裁判管轄が認められること」の要件については、中国民事訴訟法 29 条（現行法 28 条）、日本民事訴訟法 5 条九号に、それぞれ不法行為責任について「不法行為地の裁判所」が土地管轄を有するとの明文の規定がある。したがって本件で、もし名誉棄損行為が南京市で行われたか、または結果発生地が南京市であるなら、被害者である原告の住所地である南京市の裁判所にも土地管轄が生じ、国際裁判管轄があることになる。

被告は、本書籍は中国では発行されず、違法な海賊版が出版されただけであり、また本書籍に関する新聞報道があっただけであるから、南京市は不法行為の結果発生地といえないと抗弁した。

不法行為地とは、「原因発生地」と「結果発生地」を含む。本件では、原因発生地が日本であることは明らかであるが、南京市は原因発生と因果関係がある結果発生地かどうか。本件のように、マスコミや出版物によって生じる名誉棄損は、国内のみならず国外の思わぬ地域で被害者が名乗りをあげるのので、結果発生地かどうかの決定は困難な場合が多い⁽⁴⁰⁾。

被告らは原告が南京市に居住していることを知ったうえで、書籍で原告の評価をしたことにより、被告らは原告が南京市で一定の反応をするであろうことは当然に予見できた。原告が直接本書籍を見て知ったか、知人から聞いて知ったか、新聞・テレビ等で知ったか、海賊版を見て知ったか、などは因果関係の媒体に過ぎず、結果発生を妨げるものではない。したがって南京市が結果発生地になることは、否定できない⁽⁴¹⁾。

しかし、事物管轄については疑問がある。原告は「南京市中級人民法院」ではなく、基層法院である「南京市玄武区人民法院」に訴えを起こしたからである。司法解釈「涉外民商事案件の裁判管轄」⁽⁴²⁾第 1、

3条によると、涉外事件の不法行為責任案件は、中級人民法院の管轄として⁽⁴³⁾いるので、基層法院は本事件の管轄がないことになる。

しかし、法制日報2007年12月5日によると、本事件は、2000年11月28日に「南京市中級人民法院」に提訴されたが、同院は最高人民法院に管轄に関して伺いをし、最高人民法院の回答を待って2004年に至り南京中院が「南京市玄武区人民法院」を管轄法院に指定したため、展転社らに訴状、召喚状が送達されたのは2005年で、南京の本訴と東京地裁での「反訴」に対して夏淑琴に「法律援助」（國務院2003年《法律援助条例》）が適用されたと報じた。

準拠法は、名譽棄損慰謝料請求事件に適用される法律として、全人大常務委員会2010.10.28「中国涉外民事関係法律適用法」44条で「不法行為責任については、不法行為地の法律を適用する」と規定し、従来の司法解釈もそのように規定していたので、中国法が適用される。具体的には、民法通則、慰謝料事件に関する司法解釈などが適用され⁽⁴⁴⁾る。

判決では、一号「裁判管轄」の要件があるかどうかは、判断していない。

4-3 訴状、呼び出し状等の送達

争点(3)では、本判決では「…中国判決は、…送達され確定した」として⁽⁴⁵⁾いるので、一号「訴訟の開始に必要な呼び出しもしくは命令の送達をうけたこと」の要件については具備すると認定した。

日中間の司法文書の送達については、中国は1992年に「ハーグ送達条約」に加盟し、同時にいくつかの司法解釈を制定し⁽⁴⁵⁾、訴状等の司法文書の発送、受領等の方法に関して明文を制定したので、日中間における司法文書送達のルールは確立⁽⁴⁶⁾されている。

原告が南京市玄武区人民法院に提訴した2000年当時、中国はすでに上記条約に加盟していたので、訴状を受理した同院は、南京市中級人民法院→江蘇省高級人民法院→最高人民法院→司法部→外交部→在

日中国大使館→日本外務省→法務省→最高裁判所→被告の住所地の高等裁判所→地方裁判所を通じて被告らに送達されたことが確実である。

上記の送達に関する条約と司法解釈によると、送達すべき司法文書（本件では、訴状、召喚状等）には翻訳が付せられねばならず、受訴法院であるが南京市玄武区人民法院が公認の翻訳機構に委託して翻訳させたと思われる。

被告らは、訴状等に日本語が添付されたが正確を欠いたと非難した。しかし翻訳文が添付されなかったときは、二号違反になるが、翻訳文に誤りがあっただけでは原則として二号違反にはならない。

原告らは「原告は、本件外国訴訟の提起と同時に中国において被告を東中野修道および被告会社として同様の訴訟を提起したところ、被告会社は日本において債務不存在確認訴訟を提起し（たので）、被告会社は…防御の機会を与えられていた」と主張した。被告会社の日本における上記債務不存在確認訴訟の提起は、いわゆる「戦略的国際二重訴訟」と思われる。⁽⁴⁷⁾

被告らが、南京市玄武区人民法院に対して答弁書を提出せず、出廷もしなかったのは訴訟対応としてやや疑問を感じる。被告ら本人は訴訟代理人に委任すれば自ら出廷する必要はないし、答弁書は訴訟代理人が代わって作成すればよい。訴訟代理人は、中国民事訴訟法 58 条（2000 年当時）に資格制限があるが、北京または上海にいる中国人律師を訴訟代理人にすることができるし、日本にいる中国人律師を訴訟代理人にすることもできる。⁽⁴⁸⁾

4-4 手続的公序

争点 (4) では、被告らは「中国においては、裁判官の独立が認められておらず、公正な裁判を受けることができないから、本件外国訴訟手続はわが国の手続的公序に反する」と主張した。

旧法 200 条三号は「外国裁判所ノ判決カ日本ニ於ケル公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサルコト」とだけ規定されていたが、通説判例は、

判決の内容だけではなく、訴訟手続の公正も「公ノ秩序」に含めていた。⁽⁴⁹⁾ 最判昭和 58 は、この点を明確にした。⁽⁵⁰⁾ 新法 118 条四号は「訴訟手続」を公序に追加した。

「手続的公序」の要件について、「裁判体の中立性」「裁判官の独立」「審理の公平」を挙げる説が多い。⁽⁵¹⁾ これらが欠けた手続によりなされた判決は、三号の要件を具備しないことになる。

本判決では、この争点を判断していない。

4-5 中国法の証明

本判決の争点には挙げられていないが、注目されるのは「中国法の証明」である。

四号「相互に保証があること」の要件について、その証明が大変難しいことはよく知られている。中国の場合は法令だけでも、法律（全人大、全人大常務委員会）、地方法規（地方人大、地方人大常務委員会）、行政法規（國務院）、規章（國務院各部、委員会、中国人民銀行）が存在する。法令については、法律法規集のほかに國務院ネット、⁽⁵²⁾ 全人大ネットが整備され、日本で閲覧が容易である。判例については、人民法院案例選、最高人民法院ネット、人民法院ネットなどにより日本で容易に閲覧できる。司法解釈についても、最高人民法院公報、人民法院報、最高人民法院ネットなどでそのほとんどが日本で閲覧できる。

本判決は「下級法院からの質問に対する回答という形で示され、当該回答の内容が最高人民法院によって公表された場合は…」として、質問と回答が刊行物として一般公表された点を重視し、公表された場合に限り、⁽⁵³⁾ 質問と回答は、セットとなって“有権解釈”になるとした。そこで、「公表された有権解釈」を収集し調査することが、裁判所の職権か、それとも原被告の証明責任かが勝敗を決する重大なポイントになる。

一般に「外国法の証明」については、法律説と事実説が対立し、⁽⁵⁴⁾ 法

律説は外国法を「法律」としてその存否、解釈、適用は裁判所の職権調査事項であるといい、事実説は外国法は「事実」であるとしてその存否は当事者の立証責任に属するという。裁判実務は事実説に立っており、本件で裁判所は原告に中国法の調査・収集を勧告した。

本判決では「当裁判所は、平成26年7月30日の進行協議期日において原告に対し、①中国において互惠の原則にもとづいて外国判決の承認・執行を行った例の調査をすること、②1994年以降の中国における日本判決の承認・執行についての取扱いに関する資料等調査すること、をそれぞれ求めたが、原告は①の例は見当たらなかった、②は特段の資料等はないと陳述した（顕著な事実）」として事実説にたち、原告において現行中国においては日本判決の承認を拒絶する運用扱いを改めたことが立証できないので、その結果として現行中国では日本判決の承認を拒否した司法解釈が依然として有権解釈となっており、相互保証の要件が具備しないと認定した。

上記の中国法の調査で、原告代理人は、どのような方法をとったのか、興味深い。

中国の人民法院では、外国法の収集をどのようにしているかという
と、2010年10月28日「涉外民事関係法律適用法」10条が「外国法を適用するときは、人民法院、仲裁機構または行政機関がその外国法を調査する〔查明〕。当事者が外国法を合意で選択したときは、当事者にその外国法を提出させなければならない」と規定して、二分法または中間説を採用した。⁽⁵⁵⁾

4-6 中国判決の執行力の消長

争点(6)で、被告は「中国判決は、執行力を失った」と主張した。

原告が損害を知った日、南京市での訴えの提起、時効の中断、日本における反訴の提起などを筆者なりに整理すると、次のようになる。

- 1 本書籍の内容が中国の新聞で報道されたのは2000年で、原告が南京市玄武区人民法院に訴えたのが2000年11月27日であるか

ら、損害賠償請求の訴訟時効2年の進行はこの日に中断し、南京判決が確定した翌日である2007年6月30日に2年の訴訟時効と強制執行の申請期間、執行時効が同時に進行する。

中国では、訴訟時効、強制執行の申請期間、執行時効という三つの用語が存在するが、統一的に考えられており、いずれも中止、中断がみとめられる。⁽⁵⁶⁾

- 2 被告展転社は、上記の訴えに対抗して2005年に東京地裁に原告を被告として「債務不存在確認の訴え」を起こした。これに対して夏淑琴は東京地裁に出廷して応訴したばかりか、2006年5月には損害賠償請求を反訴請求した（注（47）参照）。この反訴請求は、中国法における訴訟時効の中断事由である「履行請求」に当たる。そして2009年2月5日に上告棄却で反訴請求判決が確定するまで履行請求が継続したことになるので、最後の履行請求は2009年2月5日となり、中国判決の執行時効はこの日から起算され、2年後の2011年2月5日に執行時効が完成する。⁽⁵⁷⁾

したがって、本件の中国判決は、その執行時効が完成してから東京地裁に執行判決請求がなされたように見える。

ただし、中国法の時効中断事由としての「履行請求」は、日本のように6カ月以内に訴えを起こすことを停止条件として時効中断の効力が発生するのではなく、履行請求をするだけで時効は中断する。従って原告が被告らに2011年2月5日の直前に内容証明郵便などにより履行請求をしておけば、それだけで執行時効が中断し、2013年2月5日まで時効完成が伸び、さらに履行請求を繰り返せば時効の完成は延々と伸びる。しかも、新聞紙上での声明とか記者会見も「履行請求」になると解されている。

本執行判決請求の訴えは、2012年10月となっているが、はたして原告は何らかの時効中断の行為をしたのかどうか、不明である。

本判決は、この争点についても判断しなかった。

注

- (1) 相互の保証は、国際法上の“報復”retortionと同根で、自国判決に平等待遇を与えない外国が下した判決に対して承認を拒否する法律制度であり、ナショナリズムが先行し、当該訴訟に関与する人々の利益は無視される。秋元佐一郎『国際民事訴訟法論』国書刊行会 1994年 603頁。石黒一憲『現代国際私法(上)』東京大学出版会 1986年 560頁は「外国判決を承認することは当該外国の主権の行使を認めるものである、とする古い時期の観念の残滓」「国家間の礼儀 comity」と説明する。
- (2) 大審判昭 8.12.5 (カリフォルニア州判決)・評論 23 卷民訴 115 頁、東地判昭 45.10.24 (ハワイ州判決)・判例時報 625 号 66 頁、菊井・村松『全訂民事訴訟法 [I]』日本評論社 1978 年 672 頁、兼子一『民事訴訟法体系』酒井書店 1967 年 [383]。
- (3) 判決全文は、判例時報 1086 号 97 頁参照。コメントは、国際私法判例百選 (第 2 版) 229 頁の「参考文献」を参照。
- (4) この基準の定立について、石黒一憲『国際民事訴訟法』新世社 1996 年 227、228 頁は「裁判官が若干必要以上にこの要件を気にしているようである」「最判昭 58 が、ドイツの部分的相互保証の考え方を導入したため…承認執行を妨げようとする被告がいたずらに審理を長引かせようとして、細かな論点を次々に出して四号要件の審理を複雑化させようとした」と述べる。しかし関係法令の条文比較自体は、裁判官にとってさほど困難ではなく、むしろ中国法など外国法の調査収集の方が困難である。
- (5) 前掲・石黒『現代国際私法(上)』565 頁によると、西ドイツでは、相互保証の有無について各国ごとの研究蓄積があり、国別リストもある。リストによると同国と相互保証がないとされた国がおどろくほど多い。日本と主要国との相互保証の有無については、青山善充「外国裁判所の判決の執行判決」(鈴木・三ヶ月『注解・民事執行法』第一法規 1984 年) 418~420 頁参照。前掲・秋元佐一郎 604 頁以下は、Schutze IZPR150 頁を引用して相互保証の規定がある国とない国を掲げる。

ドイツは日本判決を承認しない国としてリストアップされている (Schutze のリスト、前掲・秋元 604 頁による) にもかかわらず、名古屋地裁 62.2.6 判決は、「財産上の判決」として西ドイツ判決について、相互保証ありとした。判例時報 1236 号 113 頁。

日本の裁判所における外国判決の承認執行のリストについては、竹下守夫「判例から見た外国判決の承認」(中野貞一郎古稀祝賀『判例民事訴訟の理論

(下)』有斐閣 1995 年 567 頁以下)。

- (6) 最判昭 58 は「比較する場合、全体的、実質的に同等かどうかを判断する」としたが、基準が曖昧で模糊としており、裁判官に過度の負担をかけると批判されている。

最判昭 58 は、判決国（アメリカ合衆国コロンビア特別行政区、以下 D.C と略称）の外国判決の承認に関するいくつかの判例と日本との比較については原審の判示部分を引用した。引用した原審の判示部分は、次のとおりである（加藤和夫『最高裁判所判例解説・昭和 58 年度 [16]』法曹会 1988 年 234 頁）。

「D.C における外国裁判所の判決の承認の 10 の要件のうち、1. 裁判手続きにおいて被告に対して適法な告知が行われ、被告に十分な防御の機会が保障されていたこと、2. 外国裁判所の審理が、正規の主張、立証にもとづき、文明国の認める法則にかなった公正な手続きによっていたこと、3. 裁判が外国人に対しても公平な司法を保證する法制のもとで行われたこと、4. 裁判が正規に明確に記録されていたこと、5. 国際法の諸原則や礼讓からみて、その判決に承認があたえられてはならないような特別な理由がないこと、という五つの要件については、わが民訴法ないし民執法の法文上にこれらに相当する明文の規定はないが、1 の要件は民訴法 200 条二号の要件を一般化したもので、また 2 ないし 5 の要件は、いずれもデュープロセスを掲げたもので、判決の詐取の場合を不承認とする要件を含め、これらは判決の成立における公序良俗に関するものとして、同条三号の要件と実質的にほとんど差がなく、結局 D.C の間には相互保証がある」。

高桑昭「昭和 58 年度重要判例解説」124 頁は「これらを全体としてみれば、文明国の裁判一般に要求される基本的要件と考えてもよいであろう。そうすると、我が国の法令にこれらに相当する明文の規定がないからといって、同地区における外国判決の承認の要件が我が国のそれよりもとくに厳しいとはいえないのではなからうか」と述べ、基準のあいまいさを鋭く指摘する。

本事件では、原告が「中国では、外国判決の承認要件は“公序”と“互惠原則”のみで、日本の要件よりも穏やかであるから、日中では相互の保証がある」といい、中国が先に日本とは互惠関係がないとしたのは「中国の承認要件よりも、日本の要件が厳格であることから、そのように判断したと考えられる」と主張した。しかし本判決は原告のこの考えを採用せず、かつ中日の各規定の文言が実質的に異ならないかどうかを比較検討することなく、“実際の運用”を重視して、判例（資料 D）と有権解釈（資料 C）を取り上げ、これを決め手とした。

大高判平 15 の原審である堺支部判決は何ら具体的な法令比較をすることなく「中国 268 条は、日本 118 条が規定する要件と重要な点で異ならないと

解される」と述べ、大連決定と司法解釈に触れることなく「相互の保証があり、中国判決は日本で効力がある」とした。もっとも堺支部の結審時には資料Dの「大連決定」は証拠として提出されたが、資料Cの「司法解釈」の存在は知られていなかったため、裁判所に提出されずに結審を迎えた。これが甲号証として提出されたのは高裁に入ってからである（注（24））。

(7) 中国民事訴訟法 268 条（現行 282 条）〔互恵原則〕が「相互の保証」の意味であり、同条が「相互の保証あること」を要件にしていることは、中国学者でも一致している。李旺『国際私法（第三版）』法律出版社 2011 年 318 頁は「互恵原則は、相互原則、相互主義ともいう。我が国と外国とを比較して、外国の要件が我が国の要件と一致するか、または寛大な場合にはじめて我が国は外国判決を承認する」と述べ、中国法としては日本の旧説・旧判例と同様の立場に立つことを述べる。

(8) もし、中国において日本判決の承認執行に関する「司法解釈」（資料C）やその他の有権解釈が発見されず、大連市中級人民法院の決定（資料D）だけが収集され証拠として提出された場合は、どうなるか。この問題は、中国の一地方法院の判決、決定をどのように評価するか、中国における判例非拘束主義は変質したか、指導案例制度により判例拘束主義に移行したか、など多方面から考察する必要がある。私見は、相互の保証の要件からすると、たとえ中国の一地方法院の判決、決定であっても、日本判決の承認を否定するケースが発見されれば、それだけの理由で相互保証なし、としてもよいと考える。この考えからすると、大高判平 15 の原審である堺支部は、司法解釈の存在が裁判所にも原被告にも発見できず、ただ大連決定だけが証拠として提出された場合に「大連決定は、日本判決の承認を拒絶したから、相互の保証はない」と断定してもおかしくはなかった。すると、司法解釈等の有権解釈がなくとも、被告としては地方法院の否定判例さえ懸命に探せばよいことになる。否定判例がひとつでもあれば、それだけで相互保証はない。もっとも成文法国家と判例国家では異なろう。中国では、涉外、重大事件では裁判官の独立は制度的に否定され、必ず当院の審判委員会の討論を経て結論を決め、さらに一定の場合は上級法院に“意見伺い”をしなければならぬシステムになっているので、もし外国判決を承認しない判決・決定が発見されれば、その背後に必ず上級庁の処理意見〔復函、答復、批復〕が存在することになる。一地方法院の判決、決定だけが単独で存在することはない。この「上級庁の処理意見」を調査収集するのは、大変困難である。本判決は調査収集の困難性を考慮して「（マル秘化された回答ではなく）公表された回答」で充分だとしたのは、実務的、訴訟経済的な観点から妥当な考えといえる。

(9) 前掲・李旺 323 頁。溜池良夫『国際私法（3 版）』有斐閣 2005 年 476 頁は

「身分判決には、相互保証の要件は適用されないが、離婚にもとづく慰謝料や扶養料についての判決は財産上の判決として相互保証の要件は適用される」と述べる。離婚に付帯する財産給付請求と相互保証については、注(27)を参照。

- (10) ドイツ民事訴訟法 328 条②は「判決が非財産上の請求に関するものであるときは、相互保証の要件を適用しない」と規定し、明文で身分判決には相互保証を適用しない。

中国は、2015 年 1 月、司法解釈「民事訴訟法の適用上の解釈」（全 552 条）を制定し、その 544 条で「外国判決の承認・執行の要件」として、但し書きで外国離婚判決には条約、互惠原則を適用しないと明文で規定した。最高人民法院 2015.1.30《关于適用民事訴訟法的解釋》法釈[2015]号。

- (11) 部分的相互保証の理論 Partielle Verbürgung der Gegenseitigkeit は「問題となっている特定の種類の判決相互間に相互の保証があれば足りる」という考え方で、最判昭 58 も「同種類の判決」に限って相互の保証を論じているので、同判決は部分的相互保証の考え方に沿ったといわれている。小林秀之「外国判決の承認・執行についての一考察」判例タイムズ 467 号 25 頁、前掲・石黒 566 頁。

しかし、西ドイツの学説が判決の種類を一層細分化したように、この理論をもって相互保証の適用範囲を限定するなら、やがて判決で認容された請求権＝訴訟物ごとの区別まで行きつくであろう。本件で言うと、中国判決は「不法行為にもとづく損害賠償請求権」であり、大連決定とその背後にある司法解釈が対象にした日本判決は「貸付金請求権」という契約から生じた金銭債権であって、この種の訴訟物すなわち「契約から発生する金銭債権の判決」にだけ相互保証の有無を論ずれば足りることになるであろう。中国が将来、この部分的相互保証の理論を採用するなら、資料 C の司法解釈の適用範囲を「契約から生じる債権」に限定したうえで、「不法行為による損害賠償債権や謝罪広告を命じる判決については日本と相互保証がある」という趣旨の新たな司法解釈を發布する可能性がある。

今のところ日本の裁判実務では、「財産法上の…」 「取引上の…」 「身分法上の…」 などという“部分区別”をもって相互保証の範囲を画している。

次に「欠席判決」という部分区別がある。部分的相互保証の理論は「債権の種類」という権利内容に即した区別であるが、欠席判決は被告が審理に一切参加しないという、判決の形成手続に関する区別である。もし欠席判決を相互保証の適用範囲を分ける部分区別とし、大連決定の対象にした日本判決（横浜支部、玉名支部の各判決）が欠席判決であるなら、大連決定とその司法解釈は、日本の欠席判決だけを対象にしたものであり、日本判決全般について相互保証を否定したのではない、とも解釈できるかもしれない。本事件

において、中国判決は“欠席判決”であった。

- (12) 桜田嘉章「判例評論」288号(判例時報1061号)32頁。反対、高桑昭「民商法雑誌」90巻1号101頁は、自国民保護、自国法秩序維持の立場から、四号解釈の緩和や本号の削除に反対する。
- (13) 森川伸吾「外国判決承認・執行の要件としての裁判官の独立(1)」法学論叢161巻2号7頁。
- (14) 河野俊行「承認要件としての相互の保証」(『国際私法の争点』)240頁は「根本的には、この要件を我が国の民事訴訟とは相いれない制度を有する国(制度が不明な国を含めて)の判決を退けるための制度面を問題にする要件と(する)」と示唆した。

前掲・青山善充419頁で「中国の場合は、その承認要件である“中国法の基本原理・中国の社会利益に反しない”という要件が判然とせず、この要件が共産主義国家の法秩序の厳格な維持を目的にするならば、日本との間に相互の保証を欠くことになろう」と述べ、三号「公序」と関連させるべきことを示唆する。しかし、中国は共産主義制度を取っていないし、憲法上は「社会主義の初級段階」にあると自らを規定し(憲法12条)、「社会主義法治国家を目指す」となどと宣言しているから(同13条)、上記の疑問は当たらない。

高桑昭『国際民事訴訟・国際私法論集』東信堂2011年167頁は「(この要件を)廃止すると、三号“公序”が多用され、(公序の要件は)一般条項化、不明確化をもたらすであろう」と述べる。私見も同旨である。

- (15) 最近では、「中国は判例拘束主義をとらない」とはいい切れなくなった。それは数年の試行・実験を経て2010年に最高法院が「案例指導制度」を実施すると宣言し、同院が次から次と指導案例を公表したからである(2015年5月時点までに合計52件の“指導案例”を公表した)。最高人民法院2010.11.26《关于案例指导工作规定》法發[2010]1号。粟津「中国における司法解釈と案例指導制度」JCAジャーナル2011年12月号56頁参照。
- (16) 本間靖規ほか『国際民事手続法(第2版)』有斐閣2012年195頁。また蔡秀卿「台湾における外国判決の承認及び執行の現状」産大法学48巻3・4号(2015年)55頁は「(大高判平15)は、条約による相互の保証を要すると解するうえ」と述べるがやはり誤読である。
- (17) 前掲・李旺320頁。原文は「從該判決我們可以得出这样的結論、即互惠關係的判斷標準是條約」
- (18) 1982年に制定された民事訴訟法(試行)204条は現行法268条と同文で、〔根据國際條約、或按互惠原則進行審查〕と規定されており、この解釈として標準テキストである江偉主編『中国民事訴訟法教程』中国人民大学出版社1990年388頁は「もし二国間協定や國際條約がない場合に外国判決を承認するには、必ずその外国と我が国との間に實際上の互惠關係〔事實的互惠關係〕」と述べている。

係]が存在しなければならぬ。我が国と外国とは二国間協定や国際条約はきわめて少なく、互恵原則にもとづいて外国判決を承認することは有効な途である」と述べる。[事実的互恵関係]とは、その外国が過去に中国判決を承認したことがあることを指す。

- (19) 前掲・李旺 320 頁では、戦前から相互保証の緩和説を唱えた江川英文「外国判決の承認」法学協会雑誌 50 卷（昭和 10 年）11 号 61 頁と最判昭 58 を紹介している。

相互保証の要件の適用に関して中国が「厳格説」から「緩和説」に改めるべきと建議する論説として王慧《論我国承認與執行外国法院判決的法律依据》（原載『北大国際法典比較法評論』第四卷第 1 輯・総第 6 期、転載：北大法律信息・北大法宝 <http://www.pkulaw.cn/fulltext>）がある。王慧は「中国では司法共助、条約が少なく、多くの案件は“互恵原則”により処理されている。しかしこの原則を適用する前提が“相手国において先に中国判決を承認した判決例があるかどうか”であるため、結果として相手国に先に中国判決を承認させることを迫ることになり、これでは中国の対外関係が破壊され、さらには中国判決が外国で効力を生じない事態を招来する。そこで中国としては互恵関係の適用の方法を改め、緩和された互恵原則〔広義互恵原則〕を採用すべきである」と建議する。この説は、日中間の判決の相互承認における現今のデッドロック状態を打破する有意義な建議で、筆者も同感である。

- (20) 中国民訴法 268 条と日本民訴法 118 条を条文比較すると、前者は公序良俗と相互保証の二要件はあるが、後者は管轄、送達、公序良俗、相互保証という四要件があるので、本事件の原告はこれをもって「中国よりも日本の方が要件が厳格である」と主張した。

- (21) 「最高人民法院公報」は、1985 年に創刊され、毎号にいくつかの「案例」と「司法解釈」「司法文件」が掲載されている。司法文件は、司法解釈以外の「法發」「復函」「函」「答復」「通知」「法」などの伝達形式が含まれる。しかし資料 C は「公報」には掲載されなかったので（おそらく、司法文件、司法手冊、人民司法など極めてマイナーな文件に掲載されたと想像する）、日本ではその存在はわからなかった。

中国の学者や法官が資料 D について判例解説をするときに、資料 C の存在に触れない。その存在を知らないのか、あるいは知ってわざと触れないのか、理由はわからない。特に権威ある案例集として定評がある最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選』人民法院出版社 1996 年第 2 輯 126～129 頁は資料 D を掲載しながら、資料 C にまったく言及していないのは奇妙である（解説者は、応用法学研究所の楊洪滄）。前掲・李旺 320 頁は資料 D を引用してコメントするが、資料 C についての言及はない。もっと

も前掲・王慧《法律依拠》と注(31)の林一飛はいずれも資料Cを引用するが、その出典を示していない。

1997年6月に制定された「司法解釈工作規定」159条によると、司法解釈とは〔解釈〕〔規定〕〔批復〕の三種だけを指す。資料Cの司法解釈は〔復函〕となっている。復函は、〔批復〕と違い〔答復〕に似てレベルはやや下級な質疑・回答に属する。

各地の法院から寄せられる膨大な数量の伺いと回答である《批復》や《復函》《答復》などのうち、司法解釈として昇華させて広く発布されるのはごく一部である。これらは司法解釈または司法文件として、司法文件、司法手冊、人民法院報、人民司法、最高人民法院公報などに掲載されてきたが、単行本として公刊され海外研究者の目に触れることは1989年ごろまでなかった。『中国法律規範性解釈集成』吉林人民出版社1990年と『新中国司法解釈大全』中国檢察出版社1990年6月(1993年増補版は、巻末に英文タイトルが付いている)は、早い時期に公刊されたこの種の大型単行本で、日本の研究者に大いに歓迎された。さらに1994年から2002年にかけて最高人民法院研究室編『司法解釈全集(1)(2)(3)』人民法院出版社が刊行され、中国の司法解釈の全貌が分かるようになった。同旨、徐行「現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミックス(1)～司法解釈と指導性案例を中心に～」北大法学論集62巻(2011年)[119]。現在では、最高人民法院のホームページで司法解釈が閲覧できるので大変便利である。

- (22) 「現代アジア法研究会」は、1988年に結成され、現代中国の民商法をグループで研究している。沿革、活動については、産大法学47巻3.4号426頁。
- (23) 筆者(栗津)「日本の判決が、中国の人民法院で承認されなかった事件」国際商事法務1997年3月号275頁。
- (24) 筆者らは、大連中院の決定が「公報」に掲載されたのを見て、これは重大判例だと直感した。現ア研の例会では「背後に必ず司法解釈があるはず、皆で探そう…」と議論した。栗津「日中の判決はなぜ相互に執行できないか～大連中院決定と大阪高裁判決の背後に潜むもの～」中国法令2004年2月号6頁。1996年、現ア研のメンバーが訪申した際に複数の律師と懇談する機会があり、筆者らが大連中院の決定について質問したとき、某律師は“これには、司法解釈がありますよ”と示唆をいただき大いに驚いたが、直ちには司法解釈の収録文献は入手できなかった。

1999年になってやっと中文、日文の司法解釈を収録した文献を日本で入手した。2002年、筆者(栗津)の同期である吉岡良彦弁護士から「中国に、日本判決の承認に関する“有権解釈”はないだろうか?」との相談を受けた。聴けば、彼が原告訴訟代理人になった大阪地裁堺支部で「中国判決は日本で

効力があるから、日本での訴えは二重起訴に当たり訴えの利益がない」との理由で訴えが却下されたという。そこで筆者は、資料Cの中文と日文(朝日中央総合法律事務所監訳『中国法令解釈集・渉外編』朝日中央出版社1998年に収録。早い時期に資料Cを和訳したもので、特筆に値する)を彼に提供した。吉岡弁護士は、これらを甲号証として大阪高裁に提出したところ、同高裁は、中国には大連決定の背後に司法解釈という有権解釈があることを正しく認定して、日中間には相互の保証なしと判断し、原判決を取り消した。この高裁判決が、大高判平15である。筆者は、吉岡弁護士から許諾を得てすぐさま国際商事法務2003年10月号1425頁に発表した。反響は大きかった。その後大高判平15は「国際私法判例百選(2版)」にも収録されリーディングケースとなったが、今後は、本判決がこれに代わってリーディングケースと見做されると考える。

- (25) この事件は、次の点でも注目される。すなわち、離婚の訴えで大阪地裁において「裁判上の和解」をし、和解条項で離婚を合意したあと、原告は協議離婚届を作成してこれを市役所に提出し、離婚の法的な効力が生じてから男が女に財産分与として一括支払い、養育料として分割支払いをする、というものであった。和解条項で定められた支払金は被告(女)が原告(男)から直接受け取るのではなく、原告(男)が日本の旧家事審判法15条の7、25条の2、同規則143条の9～12の「金銭の寄託制度」にもとづいて大阪家裁に支払金を寄託した。豊中市役所に協議離婚届を提出したのち、被告が大阪家裁に寄託金の支払いを求めたところ、同家裁は「和解調書が中国の法院で承認されてから、寄託金をあなたに交付します」と教示した。そこで同女が北京市中院に和解調書の承認を申請した。

豊中市役所が発行した「(外国人の)協議離婚届受理証明書」を被告(女)が中国の民生部婚姻係に提出して離婚の登記を申請し、「離婚証」の発行を受けてこれを大阪地裁に提示して寄託金を受けることができたのではなかろうかということ、中国の離婚は日本と違って実質主義を採用しており、双方が出頭して離婚意思の確認を受けてから離婚が受理され、双方に「離婚証」が交付されるので(婚姻法31条)、外国における「協議離婚証明書」の類をもってしても離婚の登記ができない。

- (26) 本判決が引用した司法解釈は、最高人民法院2000.2.29《关于人民法院受理申请承认外国法院离婚判决案件有关问题的规定》法积[2000]6号である。しかしこの司法解釈には、外国裁判所の「調停調書」についても人民法院が承認、不承認の裁定をする、と規定するだけで、相互保証の要件に関する規定はない。しかも大阪地裁の裁判上の和解調書は上記の「調停調書」には当たらず、判決に準ずる法律文書になる。

- (27) 最高人民法院1991.7.5《关于中国公民申请承认外国法院离婚判决程序問

題の規定》。法(民)發[1991]21号。

同規定2条は「外国の離婚判決中における夫婦財産の分割、生活費の負担、子の扶養費についての判決の承認執行には、本規定を適用しない」と明文で定める。

同規定12条は、外国離婚判決を承認しない事由として次の五つを列挙する。

- 1 判決が法律効力を生じていない場合
- 2 外国の裁判所が管轄権を有しない場合
- 3 判決が、被告欠席で、かつ合法的な召喚を受けていない状況でされた場合
- 4 離婚案件について、我が国の法院が審理中または既に判決を出している場合、または第三国の裁判所が下した判決がすでに我が国の法院の承認を受けている場合
- 5 判決が我が国の法律の基本原則に違反し、または我が国の国家主権、安全および社会公共の利益に危害を与える場合

上記によると、離婚に付随した財産分割、慰謝料、子の養育料は外国離婚判決で認容されても、上記12条の適用がなく、民事訴訟法268条が適用され、相互保証の要件が加わることになる。

2015年に制定された司法解釈「民事訴訟法適用上の意見」544条は外国離婚判決の承認について民事訴訟法266条を適用しないと明文で規定したので、この司法解釈と上記司法解釈があいまって中国の外国離婚判決の承認要件が明確になったといえる。

(28) 東京高裁平成18年10月30日判決。判例時報1965号70頁。この事件は、中国人同士が離婚後に女が男に扶養料を請求したもので、判旨は「すでに中国判決で離婚と扶養料の支払いが命ぜられており、この中国判決は日本民事訴訟法118条を満たしているので、日本で承認し得るから効力がある」「中国判決で扶養料を命じた部分は、我が国の法秩序に溶け込む形で効力を認めるのが相当である」という。しかし118条四号(相互の保証)と離婚判決に付随する財産給付との関係を何ら検討していない。資料Bは人民法院が離婚に伴う財産給付についても承認したのかどうか不明であるからである。中国にはすでに注(27)のような司法解釈があり、離婚に付随する財産給付には互恵原則を適用すると明文で打ち出しているから、日本も中国離婚判決のうち財産給付部分について「相互の保証」要件が適用され、平成18年当時では、相互の保証がなく、したがって二重起訴にならないと判旨すべきであった。

(29) 資料C「日付けの疑問」は、粟津「中国における司法解釈と案例指導制度」産大法学40巻3.4号149頁、森川伸吾「国際私法判例百選(2版)」231

頁でも提起された。司法解釈の一形式である「解釈」「規定」は、一般的、抽象的な法規範の定立であるから、このような「日付け」の疑問は生じない。個別事件に対する「回答」である批復、答函、函などは電話、郵便、FAX、メールなどにより速やかになされる。最高法院研究室がこれらの中から重要かつ普遍的な“伺い”と“回答”を選び出して、加筆訂正のうえ、まとめられて最終的に最高法院審判委員会で決済され、一定の媒体を通じて公表される。このように司法解釈制定のプロセスを理解すると、ミスプリントではないことが分かる。

(30) 清華大学・国際私法・李旺教授。

(31) 大高判平 15 と本判決は、この日付けを単なるミスプリントであるとした。ミスプリント説に依れば、この司法解釈は正しくは「1994年6月26日[1994]民他字第17号復函」になる。大高判平 15 は、何のコメントもせずに「最高人民法院は、1994年6月24日、遼寧省高級人民法院の問い合わせに対して、“貴院の処理意見に同意する”との回答をし…」と認定した。本件訴訟で原告がこの日付けの疑問についてどのような主張をしたのか興味があるが、不詳である。

司法解釈の制定日が1995年6月26日であることは、その後の公刊物ですべてこの日付をもって引用していることから裏付けられる。すなわち、前掲『司法解釈全集(三)』1629頁、『経済審判司法解釈及相關案例第二輯』人民法院出版社1999年437頁など権威ある刊行物はすべて“1995年6月26日[1995]17号”としており、さらに林一飛『国際私法典訴訟仲裁実務』対外経済貿易大学出版社2012年326頁にも「此外、1995年最高人民法院在就“五味晃”的《復函》中…」と引用していることなどから、ミスプリ説が誤りであることが分かる。しかし最高法院が遼寧省高級法院に具体的にいつ回答をしたか、は不明である。

(32) 司法解釈が肥大化し、その制定手続等の規定がないため、制定手続や効果について混乱したことは、前掲・粟津「産大法学」128頁以下参照。

最初の手続規定は、最高人民法院1997年6月23日《關於司法解釋工作的若干規定》法發15号(全17条)。その後2007年に大改正され精密になった。新旧の全訳とコメントは、前掲・粟津「産大法学」139頁、粟津「中国における司法解釈と案例指導制度」JCAジャーナル2011年12月号56頁。

北村賢哲は、大高判平 15 の評釈で「中華人民共和国との相互保証」ジェリリスト1308号213頁で「意見」が抽象性の高い司法解釈であり、“復函”の地位は低いものと理解するのが合理的であろう。司法解釈の例に“復函”が挙げられていないこともある」と述べる。しかし、当時は司法解釈の範囲、制定手続に関する規定がなく、1994年、1995年における司法解釈は「復函」を含む広い概念であった。

(33) 各地の人民法院から最高人民法院にあがってくる“伺い”は、年間 100 万件を超え、最高人民法院の各部（一庭～四庭）が回答を出す、すべてが各庭の審判委員会の討論を経て回答されるのではない。司法解釈として発布する場合も、まず「司法文件」等に掲載して全国の反応と関心の程度を見てから総括をし、一部を加筆訂正してから数カ月後に公報等に掲載することが普通である。前掲・粟津「産大法学」136 頁注 (26)。したがって「回答発信」と「司法解釈としての発布」とは、タイムラグが 1 年以上あくことが多い。

(34) ショックは次のとおりである。1995 年ごろまで日中間では、日本の離婚判決を除いて（資料 B）、相手国の判決、決定を承認または不承認した個別判例はなく、司法解釈や統一見解もなかった。日本では最判昭 58 の定立した基準にしたがって外国判決の承認請求事件を処理していた。ところが 1994 年の大連決定が最高人民法院公報 1996 年 1 期に大きく掲載され、その後大連決定を指令した司法解釈の存在も明らかになった。そのため日本は「条文の比較」という難解な作業をすることなく、ただちに中国判決に対してカウンターパンチ、報復をする必要が生じた。これが大高判平 15 ショックの中核である。

本間靖規ほか『国際民事手続（第 2 版）』有斐閣 2012 年 195 頁は「判決承認を定めた条約がない限り承認しない国」として中国を挙げ、これに沿って大高判平 15 を引用するが誤っている。中国は条約がなくても互惠関係があれば承認する国である。

(35) 強制労働賠償請求の訴えについては、もし原告が勝訴しても日本で強制執行ができないことになるので、裁判上の和解が成立する可能性が強い。

(36) 産経新聞 2015 年 3 月 21 日。南京判決については、読売新聞 2006 年 8 月 23 日、日本経済新聞 2006 年 8 月 23 日などで報道されたが、今回の判決については、読売、朝日、毎日、日経の各紙は何の報道もしなかった。中国の新聞、ネットは南京市での訴え提起と判決は大きく報道したが、本判決については一切報道していない。日本のネットでは、被告の展転社ホームページ <http://tendensha.co.jp> が判決全文を転載した。本稿はこの転載された判決全文を使用した。

(37) 前掲・秋元佐一郎 597 頁は「相互保証の要件は一番先に審査に付さなければならぬ」と述べるが、柱書の要件は論理上、真っ先に審理するが、一から四号の要件については、審理の順番が決まっていないので、裁判所は訴訟経済や証拠収集能力等の観点から自由裁量によりどの要件から先に審理し認定してもよいし、もし一つの要件が具備しないと思料したときは、他の要件を審理する必要はない。本判決はこの典型である。

(38) 展転社のホームページで転載された「証拠説明書」で引用された前掲・兼子ほか『条解』639 頁は、裁判官独立や中立を本条柱書「裁判所」ではなく、

三号の「手続的公序」に含めている。旧法 200 条柱書「外国裁判所」の意味について、中野貞一郎『民事執行法（上）』青林書院新社 1983 年 166 頁、菊井・村松『全訂・民事訴訟法〔I〕』日本評論社 1978 年 1136 頁などの標準テキストは「その国の裁判権を行使する権限を有する機関であればよい」とぐらいいし説明しておらず、裁判官の独立などに言及した説は全くない。これに対して秋山ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ』日本評論社 2002 年 447 頁は「外国確定判決該当性については、判断機関の中立性や法が判断基準とされていることなどが備わっているかどうかを判断しなければならない」とし、神前禎ほか『国際私法（第 3 版）』有斐閣 2013 年 288 頁は「我が国の裁判所と比肩できる（程度の）同質性が実質的にそなわっていること」と述べる。

- (39) 前掲・森川伸吾 17 頁、注 (77)。
- (40) 中西康「マスメディアによる名誉棄損」（『新裁判実務大系（3）・国際民事訴訟』）青林書院 2002 年 99 頁は、名誉棄損の被害法益が“人格権”であることから、人格の発現場所としての住所地が結果発生地であることを一応認めつつ、その固定化に疑問を述べる。
- (41) 結果発生の予見可能性については、日本民事訴訟法 3 条の三の八が不法行為に関する訴えについて「結果の発生が通常予見することのできないものであったときを除く」という例外規定を置いた点を注意すべきである。本事件では、被告らは「通常予見できた」ことが明らかである。
- (42) 最高人民法院 2002. 2. 25《关于涉外民商案件诉讼管辖若干问题的规定》法释[2002]5号。
- (43) もっとも経済活動のグローバル化にともない基層人民法院にも涉外案件の管轄を認めるため、最高人民法院は先に制定した「涉外案件の裁判管轄業務を強める通知」にもとづき 2010 年から相次いで高級法院からの伺いに対して特定の基層法院の涉外案件の管轄を認める旨の回答を發した。
- 例えば、2011 年 11 月、北京市の各基層人民法院に涉外商事民事法廷を設けてこれを広く社会に宣伝せよと通知した。最高人民法院 2012. 11. 20 关于《关于北京市高级人民法院关于指定北京市基層人民法院審理涉外商事案件的批復》[2012]民他字第 51 号。
- しかし、南京市の基層人民法院を含む「江蘇省高級人民法院」への回答は見当たらない。
- (44) 原告が南京市で提訴した当時は、不法行為法（2009 年 12 月）はまだ制定されていなかったが、民法通則 120、名誉棄損案件に関する司法解釈（最高人民法院 1993. 8. 7《关于審理名誉權案件若干问题的解答》法發[1993]15号）、慰謝料案件に関する司法解釈（最高人民法院 2001. 3. 8《关于確定民事侵權精神損害賠償責任若干问题的解釋》法释[2001]7号法發[1993]15号）が適用

される。

- (45) 司法部・最高人民法院・外交部 1992.9.19《关于執行海牙送達公約的实施辦法》的通知・司發通[1992]093号、最高人民法院 2006.8.10《关于涉外民事商事案件司法文書送達問題若干規定》法積[2006]5号。後者《規定》15条は「人民法院が送達すべき司法文書に翻訳を付すべきときは、受訴法院は中国内の翻訳機構に翻訳をさせる」と規定する。前者《实施辦法》では、原文と翻訳文をセットで送達すると規定する。

フランスの裁判所が日本の被告に訴状等について日本語訳を添付しなかったケースで、東京地判昭和 51 年 12 月 21 日（下民集 27 卷 9-12 号 801 頁）は、旧法 200 条二号の要件を欠くとした。送達条約を含む国際司法共助による場合には、翻訳本を欠く場合には、二号違反になる。

- (46) 筆者（粟津）の経験によると、筆者が受任した「武漢海事法院・海上貨物運送契約紛争事件」では、大阪地裁民事 24 部から、起訴状（訴状）、召喚状（呼び出し状）、応訴通知書、拳証通知書、訴訟参加通知書の各中文と日本語翻訳が同封され特別送達で大阪の被告住所地に送付された。日本語翻訳には、毎頁ごと「上海金積文有限公司」の印が押されており、訳文はほぼ正確であった。筆者はこの事件で、被告会社名義で答弁書を中文、日本語で作成し EMS で武漢海事法院に郵送し、不出廷とした（筆者は被告に「敗訴しても日本で強制執行をされることはない」と助言した）。呼び出し状によると開廷日は 2009 年 9 月 18 日で、被告が大阪で書類を受領した 8 か月後になっていた。

- (47) この二重訴訟は、百度百科《夏淑琴》<http://baike.baidu.com>、Wikipedia《夏淑琴》に詳しい。これらネット記事によると、南京事件に関して東中野修道『“南京虐殺”の徹底検証』、松村俊夫『“南京虐殺”の大疑問』が展転社から出版され、その中で夏淑琴が虚偽の証言をしたと記述されていたのを理由に、夏淑琴が南京市玄武区人民法院に中野修道、松村俊夫、展転社の三者を被告にして名誉棄損による損害賠償、謝罪広告、出版停止の訴えを起こしたところ（当初は南京市中級人民法院に提訴したが、のち同院に移送された。後記 4-2 参照）、展転社らは東京地裁に夏淑琴を被告として「賠償債務等の不存在確認の訴え」を起こした。これは典型的な「戦略的国際二重訴訟」である。しかし夏淑琴が日本側の予想に反して東京の訴訟に対して出廷して賠償請求等の反訴を提起したので、展転社らは本訴を取り下げた。

南京市玄武区人民法院は 2006 年 8 月 23 日に請求認容（総額 160 万元）の判決を下し、確定した。東京地裁の方は 2007 年 11 月 2 日に展転社らに 400 万円の支払いを命ずる判決を出し、控訴、上告がなされたが、いずれも棄却され、この判決も確定した。このようにして夏淑琴は二つの給付判決を有するにいたったが、なぜ上記の日本判決にもとづいて日本で直ちに強制執行を

しなかったのか、疑問が残る。

夏淑琴の上記反訴とは別に、「東京地裁・李秀英事件」というのがある。法制日報2009年1月22日、Baidu百科《李秀英》、Cnhan新聞中心2005.1.22によるとこの事件は、李秀英が展転社と著者・松村俊夫を被告として1999年9月17日に東京地裁に名誉棄損による賠償1200万円等の請求を求めて提訴し、2002年5月10日同地裁は賠償150万円を認容し、控訴、上告のち、2005年1月20日上告棄却で判決は確定した。

- (48) 例えば、「2000年度日弁連・会員名簿」によると、「外国特別会員」（いわゆる“外弁”）として東京三会に5名、大阪に1名、京都に1名の中国人弁護士が弁護士会に登録しており、さらに大都市の涉外法律事務所には中国人弁護士が常駐しているので、中国での訴訟に備えて日本で中国人弁護士を探し訴訟代理人とするのは比較的容易である。また中国民事訴訟法58条（2000年当時）は、被告らが関係する団体が推薦する者も人民法院の許可なくして訴訟代理人になれるので〔有関的社会团体推薦的人可以被委託為訴訟代理人〕、例えば日本出版協会から中国語ができる日本人の大学教授、弁護士の推薦を受けて彼を展転社の訴訟代理人にすることが可能であった。もし、人民法院が彼らの訴訟代理人就任や法廷活動を拒否したり、制限したりすれば、中国の“非法治”を国際的に非難するキャンペーンを展開し、敗訴の場合は本条三号要件の不具備を堂々と主張できると考える。

展転社は、ホームページに転載した「平成24年12月7日付け第二準備書面」中で裁判管轄に関して「仮に被告らが出廷した場合、被告らの生命、身体に危険が及ぶ恐れがあることは見易い道理である」と主張した。しかし私見では、被告らは訴訟代理人を付けて自らは出廷することなく、訴訟代理人だけを出廷させ、堂々と弁論と証拠提出等の訴訟活動を行わせる途があったと考える。中国は早くから形式的な法治主義を内外に宣伝していたので、むしろ被告らが委任した律師の訴訟活動を制限することなく、かえって合法的な範囲で自由（日本人記者の傍聴、報道を含め）にさせたであろうと考える。

- (49) 菊井維大『強制執行法（総論）』有斐閣1976年59頁、前掲・菊井・村松『全訂〔I〕』1138頁は、公序良俗を判決の内容だけに限定している。
- (50) 東京高判昭和57.3.31・判例時報1042号100頁は、旧200条三号について「裁判官の公正、公平、裁判官の独立のごとく民事裁判の基本原則に反する場合を含む」とした。
- (51) 前掲・秋山ほか『コンメンタールII』454頁、前掲・兼子ほか『条解』639頁。
- (52) 最高人民法院 <http://www.court.gov.cn>、
中国法院網 <http://www.chinacourt.org/index.shtml>、
全国人民代表大会 <http://www.npc.gov.cn>、國務院 <http://www.gov.cn>

cn/guowuyuan/。

- (53) 従って、最高人民法院公報、人民法院報、人民司法などの法院系の定期刊物とホームページおよび公開された文献に限定され、非公開の内部文件は含まれないことになる。
- (54) 川又良也「外国法の内容の証明」(ジュリスト『国際私法の争点(新版)』有斐閣1996年71頁)。
- (55) 前掲・李旺78頁。人民法院が外国法を調査収集する方法として、最高人民法院1988.4.2「民法通則適用意見(試行)」193条は「外国法を適用すべき場合は、次のルートを通じて調査することができる。1 当事者の提供 2 我が国との司法共助協定に基づき相手国の中央機関に提出させる 3 中国に駐在するその国の大使館領事館に提出させる 4 その国に駐在する中国の大使館領事館に提出させる 5 中外の法律専門家に提出させる」と規定する。同院1988.4.2《關於貫徹執行民法通則若干問題的意見(試行)》法(辦)發[1988]6号。
- ドイツ民事訴訟法293条(2011年現在)は「外国法、慣習法及び規則は、それが裁判所に知られていない限り証明を必要とする。これらの法規範の調査に際しては、裁判所は当事者の提出した証拠に制約されない。裁判所は、他の認識源を用い、かつ、それを用いるために必要な事項を命じる権限を有する」と明文で規定している。
- (56) 劉学在《論執行時効制度之理解誤区及其矯正》北方法学2014年第4期84頁以下。中国民事訴訟法234条には、強制執行の申請期間、執行時効、訴訟時効という三つの用語が使用されている。訴訟時効については、最高人民法院2008.8.21《關於審理民事案件適用訴訟時効制度若干問題的規定》法積[2008]11号、執行時効については、同院2008.11.3《關於適用民事訴訟法執行程序若干問題的解釋》法積[2008]13号に詳細な規定がある。
- (57) 東京地裁における「債務不存在確認の訴え」と「反訴請求」についての年月日は、Wikipediaや百度百科などのネット記事によった(注(45)参照)。
- 債権の時効消滅、相殺などは本件のような執行判決請求の訴えで被告の抗弁事由になるかは争いがある。通説は抗弁説で、前掲・青山善充427頁、前掲・秋元佐一郎612頁、前掲・菊井維大『総論』59頁などは「(この訴訟において)請求異議事由をも抗弁として許すのが訴訟経済に適合する」と述べる。異説は、当該執行判決請求訴訟において反訴または予備的反訴として請求異議の訴えを提起しなければならないと述べる。同旨、高桑昭『新実務民事訴訟法講座7』日本評論社1982年155頁。東地判昭40.10.13下民集16巻10号156頁は、抗弁として許されるとする。

5 おわりに

本判決は、1) 中国判決の日本における執行請求を直接判断したものであること、2) 中国の司法解釈を“有権解釈”としてとらえたこと、3) 中国に日本判決を承認しない有権解釈が存在する場合は、日中の関係条文を比較検討することなくそれだけで相互保証はないとしたこと、4) 最近中国で日本企業を被告として戦時強制労働を理由とする損害賠償請求の訴えが数件提起されており、原告勝訴の場合に日本で強制執行ができないという見通しになること、5) 本判決が東京地裁民事部の判決であることにより全国的に影響が大きい、などの点から重要な判例といえる。

今後、中国判決について日本で執行判決請求の訴えが提起された場合、裁判所としては、民事訴訟法 118 条の一～三号要件を審査することなく、四号要件の具備如何だけを先に審理し、資料 C の「司法解釈」が変更されていないかを原告をして調査させ、その結果変更されていないと認定できれば、ただちに結審して請求棄却ができる。

最高人民法院が、この司法解釈を変更することができるかどうか、私見は変更することができるし、変更する方が、好ましいと考える。

そして抜本的には、日本と中国は判決の承認執行に関する二国間協定を締結する途が好ましい。現に中国は、フランス、イタリア、ドイツなどと二国間協定を締結している。

本判決全文が、下級審民事判決集、判例時報、判例タイムズ等で公刊され、大いに議論されることを望むものである。